平成２３年（フ）第１３５３３号
東京都墨田区横川１丁目９番４号
破産者　有限会社佐藤設備
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５３４号
東京都江戸川区南葛西５丁目５―12―101、開始決定時の住所東京都台東区千束３丁目６－２―702
破産者　佐藤　裕樹
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８２３号
東京都足立区南花畑４丁目32番12号
破産者　有限会社アートセラ
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８２４号
埼玉県八潮市大字浮塚717―１―701、住民票上の住所東京都足立区南花畑４丁目32―12
破産者　笹沼　大輔
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９６１号
東京都荒川区南千住８丁目３番７―401号、開始決定時の住所東京都荒川区荒川３丁目13番９号
破産者　神　　浩治
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７００２号
東京都調布市深大寺南町５丁目７―21
破産者　山中　康美
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３７４号
千葉県香取市北３丁目８番地６
破産者　有限会社ビーマックス・ジャパン
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７９０号
東京都青梅市師岡町４丁目10―２―311、開始決定時の住所東京都葛飾区西新小岩４丁目41―19―４－E
破産者　若本　賢了
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１５８号
東京都世田谷区船橋６丁目５―12―202
破産者　平田　孝英
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６４４号
千葉県千葉市若葉区西都賀３丁目18―12
破産者　森本　精祐
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９７２号
東京都江東区豊洲３丁目６－５―4011
破産者　柴崎　直裕
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２００９号
東京都豊島区南池袋４丁目19番６号
破産者　株式会社設計開発コンサルタント
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０１０号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１－３―402、開始決定時の住所埼玉県朝霞市泉水１丁目４―24―302
破産者　田口　　功
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０１５号
千葉県松戸市稔台１丁目15番１号
破産者　株式会社ヒーロー
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０１６号
千葉県松戸市秋山102―12　アーベントハイム松戸南１番館408
破産者　柏木　宏之
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２４号
東京都武蔵村山市伊奈平５丁目89番地の１
破産者　共栄産業運送株式会社
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２５号
東京都昭島市拝島町３丁目９－１―611
破産者　金野　祐尚
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０２６号
埼玉県狭山市根岸１丁目６―33―105
破産者　小林　公紀
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１０８号
東京都大田区北千束２丁目14番14号
破産者　株式会社テクニカル・アート
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１１２号
東京都港区六本木７丁目７番２号
破産者　株式会社ソワレドヒロミ
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１１３号
千葉県千葉市若葉区西都賀３丁目18番12号
破産者　有限会社ベルナ
1　決定年月日　平成24年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部